

# 消防力適正配置に関する意見書

平成23年9月

高松市消防防災等のあり方検討委員会

## 目 次

意見内容 . . . . . 1 頁

1 消防署所の適正配置について

2 消防屯所の適正配置について

【資料 1】 消防署所の適正配置について . . . . . 6 頁

1 東消防署，朝日分署，川添出張所の 3 署所を適正配置

2 東消防署と川添出張所の 2 署所を統合適正配置（朝日分署は現在地）

3 朝日分署を移転し，東消防署と川添出張所の 2 署所を統合適正配置

【資料 2】 消防屯所の適正配置について . . . . . 9 頁

1 整理検討地区，補強検討地区の把握

2 近接している屯所の把握

3 今後の屯所整備のまとめ

【資料 3】 高松市消防防災等のあり方検討委員会要綱 . . . . . 11 頁

【資料 4】 高松市消防防災等のあり方検討委員会委員および幹事 . . . 13 頁

# 意見内容

今後の消防署所および屯所の適正配置について、近い将来、発生が想定されている、東南海・南海地震への対応と消防・防災体制の向上などの観点から、当委員会で検討・審議された意見を、次のとおり提出する。

## 1 消防署所の適正配置について

### (1) 高松市消防局の課題と対応

住宅防火対策の推進、防火対象物立入検査の強化、および自主防災組織の結成促進などの予防行政の充実をはじめとして、消防・救急無線のデジタル化に伴う新たな指揮・指令業務への対応や、救急体制について充実・強化を図ることが求められている。

一方、本市においては、少子高齢化の進展により、人口および生産年齢人口の減少が予想され、市税収入の減少が見込まれることから、容易に職員を増員することは、困難であると想定される。

したがって、消防局における諸課題に対応するためには、署所の機能統合による職員配置の見直しを考える必要がある。

### (2) 地震などの大規模災害に対する対応

近い将来、発生が想定されている東南海・南海地震において、消防署・分署は、災害活動の拠点施設として、基幹的役割を果たさなければならない。

しかし、耐震診断により、耐震性に問題があると指摘された東消防署、および耐震性に問題があり、液状化の危険度が極めて高い地域にある朝日分署については、災害時に十分な活動ができない恐れがあることから、移転を含めた整備が必要である。

なお、東消防署の整備については、津波による浸水被害を考慮すべきである。

(3) 3つの案について

ア 東消防署，朝日分署，川添出張所の3署所を適正配置

現行と同じ守備体制の，東・朝日・川添の3署所を適正配置した結果，東消防署は同位置，朝日分署は1 km ほど東寄り，川添出張所は0.5 km ほど北寄りとなった。

第1着消防隊の走行時間では，4.5分以内の到着比率は，3ポイント増加した73%となった。

第2着消防隊の走行時間では，4.5分以内の到着比率は，2ポイント増加した50%となった。

救急隊の走行時間では，4.5分以内の到着比率は，2ポイント増加した71%となった。

署所が少しずつ移転することで，運用効果を向上させることはできるが，全域でほとんど変化はない。

署所を3箇所として，機能統合しないことから，施設整備に要する費用や，整備後の費用負担が高く，職員の適正配置が困難である。

イ 東消防署，川添出張所の2署所を統合適正配置（朝日分署は現在地）

東・川添の2署所を統合した署所の適正位置は，東消防署の1.5 km ほど西寄り，川添出張所の2.5 km ほど北寄りに設置され，国道11号線片田交差点南側の交差点付近となった。

第1着消防隊の走行時間では，4.5分以内の到着比率は，1ポイント増加した71%となっており，平均走行時間は変わらないが，第5方面隊では4.5分以内の到着比率は21ポイント減少した59%で，比較的变化が大きい。

第2着消防隊の走行時間では，4.5分以内の到着比率は，4ポイント増加した52%で，それ以降の到着比率はわずかに低下しているものの，平均走行時間は変わらない。

これは，東消防署が西に移転することで，第8方面隊の平均走行時間が長くなっているものの，第4方面隊では短くなっていることによるものである。

救急隊の走行時間では，4.5分以内の到着比率は，4ポイ

ント増加した73%となっており、平均走行時間は変わらないが、第4方面隊の走行時間が0.6分短縮できるが、第8方面隊では0.4分長くなる。

一部の地域において走行時間に遅れが生じるものの、全体の運用効果について大きな変化は見られない。

2署所を機能統合するため、経費の負担軽減や職員の適正化により、諸課題に対応し、消防力の向上を図ることが可能であるが、朝日分署について、液状化の危険度が極めて高く、津波浸水被害が想定される現在地となるため、仮に必要な対策を講じて、災害時の活動拠点施設として十分に活動することができない恐れがある。

#### ウ 朝日分署を移転し、東消防署と川添出張所の2署所を統合適正

朝日分署の位置は、瀬戸大橋通りの福岡町一丁目交差点付近となり、東・川添の2署所を統合した署所の適正位置は、東消防署の2.0kmほど南西寄り、川添出張所の1.5kmほど北寄りに設置され、県道10号線宮之原交差点付近となる。

第1着消防隊の走行時間では、4.5分以内の到着比率は、1ポイント増加した71%となっており、平均走行時間は変わらない。

しかし、第5方面隊の4.5分以内の到着比率が8ポイント減少した72%になり、平均走行時間が0.5分長くなる。

また、第4方面隊の平均走行時間が0.4分長くなるものの、いずれの変化も比較的小さく、運用効果は他の方面隊と比べて同程度を維持している。

第2着消防隊の走行時間では、4.5分以内の到着比率は、3ポイント増加した51%となっている。それ以降の到着比率はわずかに低下し、平均走行時間も0.1分長くなっている。これは、東消防署が西に移転することで、第8方面隊の平均走行時間が長くなっていることが要因である。

救急隊の走行時間では、4.5分以内の到着比率は、6ポイント増加した75%となっており、平均走行時間は0.2分短

縮している。第8方面隊の走行時間が0.4分長くなるが、第1、第4、第5、第6方面隊では、0.1分から0.5分短縮している。

一部の地域において走行時間に遅れが生じるものの、全体の運用効果について大きな変化は見られない。

署所を統合することにより、経費の負担軽減や職員の適正化により、諸課題に対応し、消防力の向上を図ることが可能である。

なお、移転後の朝日分署については、救急艇の管理について配慮が必要となるとともに、液状化の危険度が高く、津波による浸水被害が想定されることから、建築時に、震災対策について、十分配慮すべきである。

#### (4) 結論

少子高齢化の進展や、人口の減少により、近い将来、市税収入の減少が見込まれている。

今後の施設整備にあたっては、市全体の消防・救急サービスが低下しないよう配慮し、整備に要する費用やランニングコスト、職員の適正配置による課題克服などを視野に入れ、最小の経費で、最大の効果が得られるよう体制を整備する必要がある。

また、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進するためには、予防体制の充実や、指揮・指令業務を含んだ消防防災活動の強化に努める必要がある。

さらに、地震対策や東消防署の狭あいな敷地状況などについても総合的に勘案し、3つの案について、検討・審議を行った結果、「朝日分署を南方に移転するとともに、東消防署と川添出張所を統合し適正配置」する案が、最も妥当であると考えられる。

#### (5) 付帯事項

ア 東消防署と川添出張所の統廃合により、走行時間に遅れが生じる地区については、消防団や自主防災組織などの充実を図り、消防力の低下を招かないよう、体制整備に努めること。

イ 朝日分署の移転について、救急艇の運用に支障がないよう、

- 体制整備に努めること。
- ウ 移転候補地は、大規模災害発生時においても、災害活動の拠点施設として機能できる場所とするとともに、庁舎等については、可能な限り、震災対策を講じること。
- エ 東南海・南海地震に備え、優先順位を決め、早急に整備すること。
- オ 署所の機能統合により、消防隊の到着時間が遅くなる地域について、地元が納得できる説明が必要である。

## 2 消防屯所の適正配置について

### (1) 消防屯所の現状と分析

平成17年度中に、高松市と周辺6町が合併したことにより、消防団はこれまでの29分団から、6分団増加して、35分団となり、消防屯所については38箇所増加し、94屯所となった。

このことから、今後の消防屯所のあり方を検討するため、運用効果を基にして一定の基準を設定し、整理検討地区および補強検討地区の抽出を行うとともに、屯所自体に着目し、屯所間の直線距離を基にした近接性について、整理を行った。

その結果、隣接する屯所の状況について、近い屯所と遠い屯所が抽出された。

### (2) まとめ

消防屯所は、消防団の活動の中心となるものであり、消防団員は地域に居住または勤務する住民により構成され、地域に密着している。

さらに、地理や住民の居住先等の地域情報を十分に把握していることから、「自らの地域は自らで守る」という地域の防災力にとって、非常に重要な役割を担っている。

また、それぞれの消防団は、結成や運営について、歴史的な経緯があり、消防屯所の新設や統廃合には、地域の実情やその地域の住民の意見集約が前提となる。

したがって、屯所の統廃合等については、分団長会などにより、今回の調査結果を参考にして、議論をすすめる必要がある。

## 消防署所の適正配置について

## 1 東消防署，朝日分署，川添出張所の3署所を適正配置



署所適正位置と消防車両配置

署所名称	住所	ポンプ車	救急車
北消防署	高松市宮脇町1丁目2番34号	2	1
朝日分署	" 朝日町5丁目付近	2	1
南消防署	" 多肥下町1530番地16	2	1
円座出張所	" 円座町1035番地1	1	1
香川分署	" 香川町川東上947番地1	1	1
塩江出張所	" 塩江町安原上東390番地1	1	1
東ハゼ救急ステーション	" 東ハゼ町17番地8(建設中) ※現在は、同町681番地1にて運用中	—	1
東消防署	" 高松町91番地7(現状位置)	2	1
川添出張所	" 元山町付近	1	—
山田出張所	" 川島本町191番地3	1	1
牟礼分署	" 牟礼町牟礼3720番地328	1	1
西消防署	" 香西南町603番地1	2	1
綾川分署	綾歌郡綾川町山田下1160番地1	1	1
国分寺出張所	高松市国分寺町新名695番地4	1	1
三木消防署	木田郡三木町氷上373番地2	2	1
合計		20	14



2 東消防署と川添出張所の2署所を統合適正配置（朝日分署は現在地）



署所適正位置と消防車両配置

署所名称	住所	ポンプ車	救急車
北 消防署	高松市宮脇町1丁目2番34号	2	1
朝 日 分 署	朝日新町1番16号	2	1
南 消防署	多肥下町1530番地16	2	1
円 座 出 張 所	円座町1035番地1	1	1
香 川 分 署	香川町川東上947番地1	1	1
塩 江 出 張 所	塩江町安原上東390番地1	1	1
東ハゼ救急ステーション	東ハゼ町17番地8(建設中) ※現在は、同町681番地1にて運用中	—	1
東・川添統合(仮)	春日町付近	2	1
山 田 出 張 所	川島本町191番地3	1	1
牟 礼 分 署	牟礼町牟礼3720番地328	1	1
西 消防署	香西南町603番地1	2	1
綾 川 分 署	綾歌郡綾川町山田下1160番地1	1	1
国分寺 出張所	高松市国分寺町新名695番地4	1	1
三 木 消防署	木田郡三木町氷上373番地2	2	1
合 計		19	14

3 朝日分署を移転し，東消防署と川添出張所の2署所を統合適正配置



署所適正位置と消防車両配置

署所名称	住所	ポンプ車	救急車
北消防署	高松市宮脇町1丁目2番34号	2	1
朝日分署	〃 福岡町付近 ※福岡町1丁目交差点	2	1
南消防署	〃 多肥下町1530番地16	2	1
円座出張所	〃 円座町1035番地1	1	1
香川分署	〃 香川町川東上947番地1	1	1
塩江出張所	〃 塩江町安原上東390番地1	1	1
東ハゼ救急ステーション	〃 東ハゼ町17番地8(建設中) ※現在は、同町681番地1にて運用中	—	1
東・川添統合(仮)	〃 春日町付近 ※宮之原交差点付近	2	1
山田出張所	〃 川島本町191番地3	1	1
牟礼分署	〃 牟礼町牟礼3720番地328	1	1
西消防署	〃 香西南町603番地1	2	1
綾川分署	綾歌郡綾川町山田下1160番地1	1	1
国分寺出張所	高松市国分寺町新名695番地4	1	1
三木消防署	木田郡三木町氷上373番地2	2	1
合計		19	14

## 消防屯所の適正配置について

## 1 整理検討地区、補強検討地区の把握

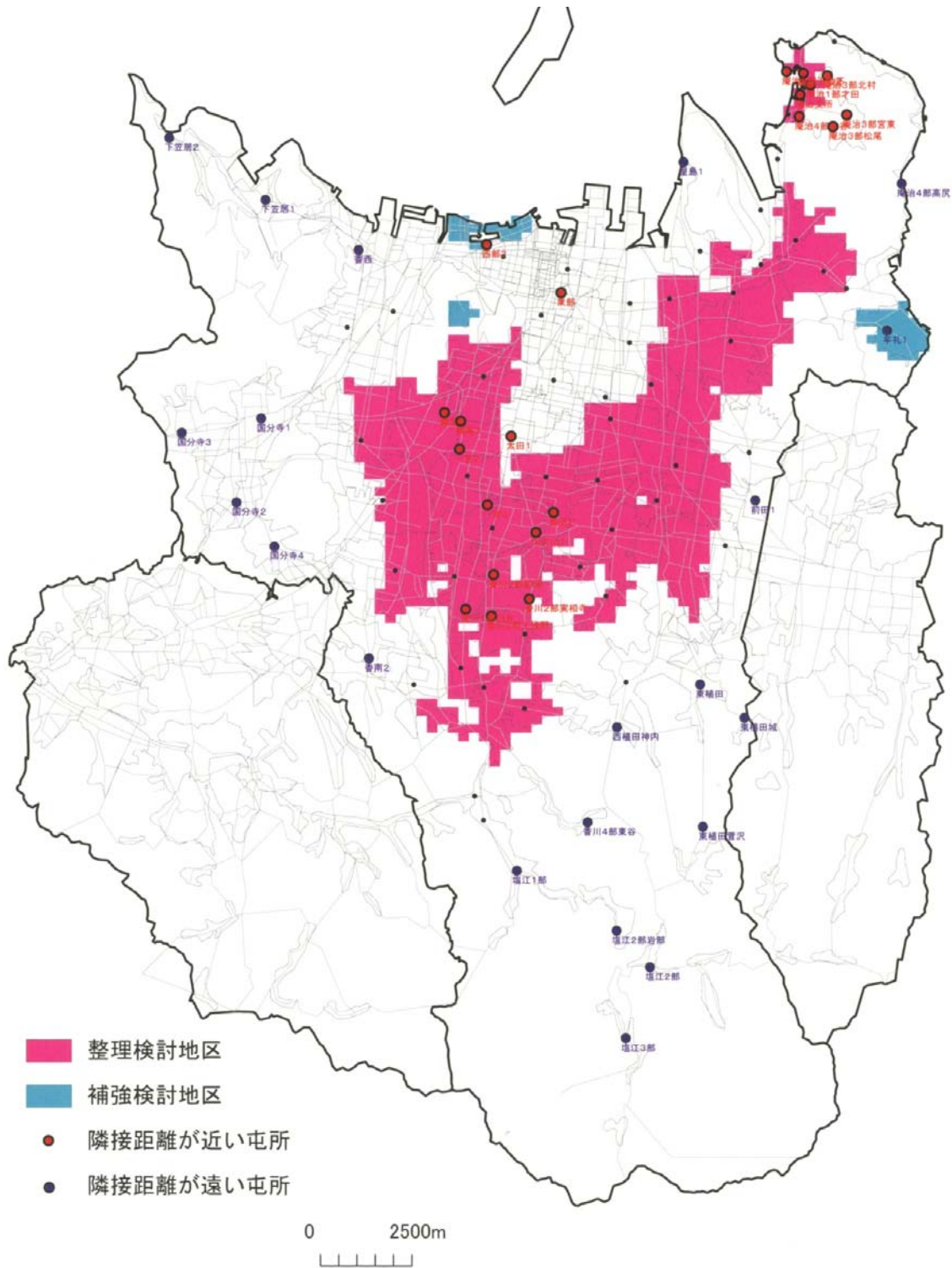
今後の非常備消防力の整備検討の資料とするため、運用効果を基にして基準を設定し、整理検討地区及び補強検討地区の抽出を行った結果、以下の各地区が整理検討地区及び補強検討地区として抽出された。

判別内容	地 区 名
整理検討地区	室町, 室新町, 東ハゼ町, 西ハゼ町, 紙町, 松並町, 西春日町, 勅使町, 田村町, 上天神町, 三谷町, 多肥上町, 出作町, 仏生山町, 三名町, 鹿角町, 成合町, 一宮町, 寺井町, 川部町, 円座町, 檀紙町, 春日町, 新田町, 高松町, 屋島中町, 元山町, 東山崎町, 下田井町, 林町, 六条町, 上林町, 由良町, 川島本町, 川島東町, 小村町, 大字大野/寺井, 大字浅野, 大字川東下, 大字川東上, 大字川内原, 大字岡, 大字牟礼, 庵治町市街
補強検討地区	新北町, 茜町, 瀬戸内町, 浜ノ町, 峰山町, 大字原

## 2 近接している屯所の把握

整理検討地区、補強検討地区の把握とあわせて、屯所自体に着目して屯所間の直線距離を基に、近接性について整理を行った結果、以下の各屯所が抽出された。

判別内容	屯 所 名
隣接する屯所 が近い屯所	東部, 西部2, 鶴尾2, 鶴尾3, 太田1, 多肥2, 仏生山1, 一宮2, 一宮3, 香川2部船岡, 香川2部実相寺, 香川2部上浅野, 香川1部臼井, 庵治4部湯谷, 庵治支所, 庵治3部宮東, 庵治1部才田, 庵治3部北村, 庵治3部松尾, 庵治2部王の下, 庵治1部浜
隣接する屯所 が遠い屯所	屋島1, 前田1, 東植田, 東植田菅沢, 西植田神内, 東植田城, 香西, 下笠居1, 下笠居2, 国分寺1, 国分寺2, 国分寺3, 国分寺4, 香南2, 塩江1部, 塩江2部, 塩江3部, 香川4部東谷, 塩江2部岩部, 牟礼1, 庵治4部高尻



### 3 今後の屯所整備のまとめ

今後の消防屯所整備にあたっては、地区から見て消防団の運用効果ならびに屯所の近接性の二面から判断し、屯所の補強にあたっては補強検討地区であること、ならびに隣接する屯所が遠いことを優先条件として付近の屯所を補強していくことが効率的であり、屯所の整理にあたっては、整理検討地区であること、ならびに隣接する屯所が近いことを条件として、付近の屯所整理を検討することが地域の消防力低下を避けながら効率化を図ることに効果的である。



高松市消防防災等のあり方検討委員会要綱

(設置)

第1条 本市の消防防災等のあり方について検討し、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、高松市消防防災等のあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(検討・審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討・審議する。

- (1) 本市における消防防災等の体制整備に関すること
- (2) 本市における消防防災等の対策に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市の消防防災等のあり方に関すること

(組織等)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 高松市消防団長
  - (2) 高松市自主防災組織連絡協議会会長
  - (3) 地域活動を行う団体の代表者
  - (4) 学識経験者
  - (5) 地域防災活動に先進的に取り組んでいる地域の代表者
  - (6) 前各号に定める者のほか、市長が特に必要と認める者
- 2 前項第1号および第2号に掲げる委員の任期は、その職の期間とし、その他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数によりこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、検討・審議事項について説明させ、または意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員長は、専門の事項を調査させるため必要があると認めるときは、委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、委員長が指名する委員とする。
- 3 委員長は、専門部会の調査に必要があると認めるときは、専門部会に臨時委員を置くことができる。ただし、臨時委員は、その者の指名に係る当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門部会に部会長を置き、専門委員の中から、委員長が指名する。  
(幹事)

第7条 委員会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから、市長が任命する。
- 3 幹事は、委員会に出席し、検討審議事項について意見を述べるることができる。  
(庶務)

第8条 委員会の庶務は、消防局総務課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成20年5月27日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第3条第2項本文後段の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

## 高松市消防防災等のあり方検討委員会委員および幹事

## 1 委員

所属・職		氏名
香川大学危機管理研究センター長		(委員長) 白木 渡 <small>しらき わたる</small>
高松市消防団長		菰渕 將鷹 <small>もみづき まさたか</small>
高松市自主防災組織連絡協議会 会長		古田 辰男
地域活動を行う 団体の代表者	高松市コミュニティ協議会連合会 副会長	坂本 信孝
	高松市女性防火クラブ連絡協議会 会長	田所 雪子
	高松市民生委員児童委員連盟 副会長	森 芳彦
	高松市子ども会育成連絡協議会 会長	関元 盛夫 <small>せきもと もりお</small>
学識 経験者	高松市医師会 副会長	高島 美人 <small>よしと</small>
	(財)消防科学総合センター研究開発部 調査研究第1課主任研究員	渡辺 雅洋 <small>まきひろ</small>
地域防災活動を 先進的に取り組 んでいる地域の 代表者	松島地区コミュニティ協議会 会長	熊 康雄
	古高松南校区東新開自治会 自主防災会会長	植村 芳弘
	川添地区コミュニティ協議会 会長	岩部 弘
	牟礼地区南神自治会 自主防災会会長	井上 孝志
市長が特に必要と認める者（公募委員）		福田 トモコ
		村井 貴子 <small>たかこ</small>

## 2 幹事

高松市消防局長	高島 眞治
---------	-------